

## [判例研究]

## 生命共済金請求における私闘免責

## ——特定抗争指定暴力団の事例——

日 野 一 成

## ■アブストラクト

初の特定抗争指定暴力団に指定された暴力団の幹部である被共済者が複数の氏名不詳の者に殺害された事案で、共済者が生命共済契約の錯誤無効・公序良俗無効・私闘免責を主張したが、平成26年5月30日、福岡高裁は原審に続き、いずれの主張も排斥し、生命共済金請求を認容した。本事案は、暴力団排除条項導入前の既存契約であり、反社会的勢力排除の観点から、上述のような主張が考えられるが、本稿では、とりわけ、私闘免責を中心に考察するものである。

## ●キーワード

特定抗争指定暴力団、生命共済契約、私闘免責

## 目次

1. はじめに
2. 保険会社等における反社会的勢力排除の動向
3. 暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除
4. 特定抗争指定暴力団の幹部組員が殺害された場合の生命共済金請求の可否
5. おわりに

## 1. はじめに

激しい対立抗争を繰り広げ、改正暴力団対策法（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」。以下、「暴力団対策法」という）によって初の特定抗争指定暴力団<sup>1</sup>に指定された暴力団<sup>2</sup>の幹部が複数の氏名不詳の者に殺害されたが、同幹部は、暴力団対策法を受けて共済約款に暴力団排除条項が導入される前に生命共済に加入しており、その遺族が共済者に生命共済金請求を行ったところ、共済者は、錯誤無効・公序良俗無効・私闘免責を理由に支払いを拒否したため、同遺族は訴訟を提起した。平成26年5月30日、福岡高裁は原審の福岡地裁に続き、共済者の主張を排斥し生命共済金請求を認容した<sup>3</sup>。

旧商法は、「決闘その他の犯罪に因りて死亡したとき」を法定免責条項としていたが（改正前商法680条1項1号）、その趣旨は、「このような場合に保険金を支払うことにすると、遺族のことを心配しないで安心して犯罪行為に走ることができるため、公益に反するという考慮による」とされる<sup>4</sup>

通常の決闘その他の犯罪の場合では、本免責条項の適用においては、被保険者（被共済者）の加害行為が必要だと考えられ、本裁判例においても、その点が判断の根拠になっているものと考えられる。しかし、特定抗争指定暴力団の構成員が殺害された場合についての判断としては、その解釈に異論が生じ得るのではないだろうか。

筆者は、とりわけ、本裁判例における「私闘免責」の判断について疑問があるので、同規定の適用に関する解釈について考察することを課題としたい。

---

<sup>1</sup> 暴力団対策法15条の2参照。

<sup>2</sup> 暴力団対策法3条参照。

<sup>3</sup> 福岡地判平成26年1月16日金融・商事判例1438号36頁。高裁判決は未搭載で、佐野誠「共済契約者兼被共済者が反社会的勢力に該当した場合における共済金請求の可否：福岡高裁平成26年5月30日判決、平成26年(ネ)第110号共済金請求控訴事件判例集未搭載：原審：福岡地裁平成26年1月16日判決、平成24年(ワ)第3583号共済金請求事件金融・商事判例1438号36頁」福岡大学法学論叢61巻1-2号379頁参照。

<sup>4</sup> 西島梅治「保険法」(筑摩書房、1980年)395頁参照。

そこで、まずは保険会社等における反社会的勢力排除の動向、暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除について確認し、そのうえで前述の裁判例（福岡高判平成26年5月30日、原審・福岡地判平成26年1月16日金融・商事判例1438号36頁）の私闘免責の可否について考察したい。

## 2. 保険会社等における反社会的勢力排除の動向

### (1) 反社会的勢力の現状

暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成17年以降減少し、令和元年末現在で28,200人と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新。うち、暴力団構成員数は、14,400人、準構成員等の数は、13,800人といずれも昭和33年以降最少人数となっている。また、主要団体（六代目山口組、神戸山口組、絆会、住吉会、稲川会）の暴力団構成員等の数は20,400人（全暴力団構成員等の72.3%）、うち暴力団構成員の数は10,700人（全暴力団構成員の74.3%）となっている<sup>5</sup>。

### (2) 特定抗争指定暴力団

2012年10月施行の暴力団対策法15条の2<sup>6</sup>は、指定暴力団<sup>7</sup>の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合、当該対立抗争による凶器を使用した暴力行為が人の生命または身体に重大な危害を加えるおそれがあると認められるとき、公安委員会が3ヶ月以内の期間を定め、当該暴力行為により人の生命または身体に重大な危害が加えられることを防止する為に特に警戒区域を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団を「特定抗争指定暴力団」<sup>8</sup>と規定して

<sup>5</sup> 警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課【令和元年における組織犯罪の情勢【確定値版】】（2020年4月）7頁参照。暴力団構成員数は概算。

<sup>6</sup> 2006年から九州で続いた道仁会（福岡県久留米市）と九州誠道会（現在の浪川睦会、福岡県大牟田市）による指定暴力団同士の抗争がきっかけとなり新設されたとされる。

<sup>7</sup> 条文上は、「指定暴力団等」と規定されているが、本稿では暴力団に限定した内容であり、「指定暴力団」としている。

<sup>8</sup> 暴力団対策法は、対立抗争を排除する目的で特定抗争指定暴力団の指定制度を設けた

いる。さらに、暴力団対策法15条の3は、特定抗争指定暴力団の指定暴力団員が警戒区域における次の行為を禁止している。

①指定暴力団事務所等の新設、②対立指定暴力団員につきまとい、居宅および対立暴力団事務所の付近をうろつくこと、③多数で集合すること、その他当該対立抗争または内部抗争に係る暴力行為を誘発する政令で定める行為。

### (3) 保険契約等における反社会的勢力との関係

保険・共済契約は、その射倂契約性から高度の信義誠実と最大善意が強く求められている。これに対し、反社会的勢力等は、その特質から道徳的危険は著しく高く、その危険を一般の被保険者・被共済者集団の全体で負担することは不合理である。

したがって、公共性および経済的重要性の高い保険者や共済者は反社会的勢力等との信頼関係の構築は困難であり、監督官庁等の指導もあり、その関係を一切遮断し、保険・共済契約締結を行うことは不可能であると主張すべき立場にあると考えられる<sup>9</sup>。

### (4) 保険会社等の反社会的勢力への対応

平成19年6月、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)が策定された。これを受けた平成20年3月制定の金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」では、「反社会的勢力による被害の防止」として、その意義について、「反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。

---

が、同法30条の8は、暴力的な要求行為から一般市民を保護する目的で特定危険指定暴力団を指定する制度があわせて設けられている。

<sup>9</sup> 天野康弘「重大事由解除と反社会的勢力の排除について」保険学雑誌629号189頁参照。

特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社においては、保険会社自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。もとより保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠」としている。

同指針により、保険会社は反社会的勢力との関係遮断を積極的に推進することになり、各業界は以下のように反社会的勢力の排除に向けた取り組みを宣言している。

#### ①生命保険業界

金融庁の上記指針をうけて、「生命保険業界における反社会的勢力への対応指針」（平成23年6月17日）として、「一般社団法人生命保険協会および生命保険会社は、生命保険事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、以下の考え方<sup>10</sup>に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底することを宣言いたします」としている。

#### ②損害保険業界

同じく金融庁の上記指針をうけて「損害保険業界における反社会的勢力への対応に関する基本方針」（平成25年6月13日）として、「一般社団法人日本

<sup>10</sup> 1. 組織としての対応：倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応する。2. 外部専門機関との連携：反社会的勢力への対応に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を行う。3. 取引を含めた一切の関係遮断：反社会的勢力とは一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求には応じない。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とする。4. 有事における民事と刑事の法的対応：反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。5. 裏取引や資金提供の禁止：事実を隠ぺいするための裏取引は、絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。（平成23年6月17日制定 平成25年11月15日改正 平成26年2月21日改正 平成26年4月1日施行）

損害保険協会および会員会社は、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下に基づき<sup>11</sup>、社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行う<sup>12</sup>と宣言している<sup>12</sup>。

### ③ J A 共済

代表的な共済である J A 共済は、「反社会的勢力への対応について（基本方針）」（平成21年6月18日）として、「本会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、以下のとおり<sup>13</sup>、確固たる信念をもって、

<sup>11</sup> 1. 組織としての対応：倫理規程、行動規範、社内規則等に文の根拠を設け、担当者担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役員等の安全を確保する。2. 外部専門機関との連携：反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。3. 取引を含めた一切切の関係遮断：反社会的勢力とは、取引関係（提携先を通じた取引を含む）を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。4. 有事における民事と刑事の法的対応：反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。5. 裏取引資金提供の禁止：反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事役員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。（制定2013年6月13日 改定2013年11月21日）

<sup>12</sup> 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長は、平成25年10月15日付警察庁丁暴発第330号で、各地方機関の長、各都道府県警察の長、各方面本部長宛に、「損害保険約款への暴力団排除条項の導入について」として、損保業界との連携強化指示している。

<sup>13</sup> 1. 組織としての対応：反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応いたします。2. 外部専門機関との連携：反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築いたします。3. 取引を含めた関係遮断：反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶いたします。4. 有事における民事と刑事の法的対応：反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。5. 裏取引や資金提供の禁止：反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。6. 本会の組織体

断固とした姿勢で臨むため、基本方針として『反社会的勢力への対応について』を定めます」として、反社会的勢力への対応を宣言している。

### (5) 保険約款への暴力団排除条項の導入

前述の犯罪対策閣僚会議幹事会は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」を公表。本指針は、あらゆる企業を対象として、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則として、次の5項目、①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止、が挙げられる。

この基本原則に基づく対応として、反社会的勢力との関係を遮断するために、保険会社等に保険約款への暴力団排除条項の導入を求めており、それを契機として暴力団排除条項が導入されることとなったものとされる<sup>14</sup>。

## 3. 暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除

暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除について、その有効性に対する初の判断が示された、広島高岡山支判平成30年3月22日判時2387号22頁（確定）を通じて、その内容を確認したい。

### (1) 事案の概要

平成26年8月1日付で、X会社は、代表取締役であるAを被保険者として、経営者大型総合保障制度による生命保険と損害保険のセット保険に係る保険契約として、Y<sub>1</sub>生命保険会社との間で生命保険契約を、Y<sub>2</sub>損害保険会社と

---

制：本会は、この方針を実現するために、コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス組織体制に基づき対応いたします。（平成21年6月18制定）

<sup>14</sup> 藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」保険学雑誌621号92頁参照。

の間で傷害保険契約をそれぞれ締結した。

さらに、同年9月1日付で、同旨保険契約をそれぞれ締結した(以下、 $Y_1$ 生命保険会社及び $Y_2$ 損害保険会社を併せて「Yら保険会社」といい、これら保険契約を併せて「本件各保険契約」という)。

甲県は、平成27年9月1日付で、同日から平成28年8月31日までの間、甲県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、X会社を入札指名業者から排除する旨の措置(以下、本件排除措置)という)を行った。

本件排除措置に係る指名除外理由は、Aが代表取締役を務めるX会社につき、「有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたこと」であった。

Yら保険会社は、X会社に対し、同年11月13日付各通知により、本件各保険契約の約款における「重大事由による解除」に係る条項に基づき、本件各保険契約を解除する旨の意思表示をした(以下「本件解除」という)。

本件各保険契約の約款には、「重大事由による解除」に係る条項において、保険契約者ないしは被保険者が「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」等に該当する場合、保険者が保険契約を解除することができる旨の条項(以下、本件各保険契約上の暴力団排除条項を「本件排除条項」という)が規定されている。

これに対し、X会社は、同年12月28日付で、本件解除は保険法30条、57条の趣旨に反し無効であるとして、本訴を提起した。

本件の争点は、X会社の代表取締役を務めるAが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるか否かである。

原審は、Aが暴力団組長Bの犯した傷害事件の被害者Cに被害申告をしないよう約束させたり、Cに対し、Bが逮捕され罰金刑を受けたことに因縁を付け、迷惑料名目でX会社の工事代金支払義務を免れようと、Bの暴力団会長の属性と威力を借りる行為に出たことからすると、A及びBの関係は「もはや単なる中学時代の知人同士という幼なじみの人間関係の延長線上にある

ものとはいえ、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達するものと解するのが相当である」として、Yら保険会社による本件解除を有効とし、X会社の請求を棄却した。X会社はこれを不服として控訴。

## (2) 判旨 控訴棄却

「当裁判所も原審同様に、本件排除条項を控訴人主張のとおりに限定解釈することはできないし、本件排除条項に該当する事実が認められるから、本件解除は有効である」として控訴審は、原審の判断を支持した。

控訴審は、原審の摘示理由の「その趣旨は正当なものとして是認できるから、」を「その趣旨は正当なものとして是認できる。そして、このような本件排除条項の趣旨に鑑みれば、本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたものとはいえ、」に補正し改めた。

さらに、控訴人がどのような場合に、「社会的に非難されるべき関係」と評価されるのか明らかでないと主張した点について、次のように判示した。すなわち、「本件排除条項の趣旨が、反社会的勢力を社会から排除していくことが社会の秩序や安全性を確保していく上で極めて重要な課題であることに鑑み、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することにあると解されることは、原判決が説示する通りである」。

そして、本件排除条項における被保険者に関する規定の解釈を次のように説示した。

- ①反社会的勢力に該当すると認められること、
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められること、
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること等に加えて、その反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していると認められること。

前述の説示から、AとBの関係が、本件排除条項にいう「社会的に非難されるべき関係」にあるのは、「AとBが幼なじみの延長として飲食をともにするなど親しい関係にあったというのではなく、AがBに顔を立てさせることによって、Cに被害申告をしないことを約束させたり、Bからの害悪を告知して未払いの工事代金の回収を断念させたりことができるような関係にあったことをいうものである」から、AとBの関係は「もはや単なる中学時代の知人同士という幼なじみの人間関係にあったというにとどまらず、AにおいてBが反社会的勢力の構成員であることを利用して、BやA自身の利益を図ることができるといった点において、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達していた」と評価した。

### (3) コメント

#### ①保険約款の暴力団排除条項と保険法57条3項の重大事由解除条項について

保険法57条3項は、「保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」がある場合には、保険者は生命保険契約を解除することができる」と規定されている<sup>15</sup>。

保険約款の暴力団排除条項は、暴力団という属性だけで、保険法57条3項に言う「信頼を損なう」のかという論点があり、肯定説<sup>16</sup>と否定説<sup>17</sup>が認められるが、筆者は肯定説に賛成である。

暴力団員が保険金詐欺等の犯罪行為を直接実行したり、間接的に関与したりすることは、通常人よりも極めて頻度が高いと考えられる。すなわち、暴力団という反社会的勢力に属することが保険金詐欺等に関与する高い蓋然性

---

<sup>15</sup> 損害保険契約では保険法30条3号、傷害疾病定額保険契約では同法86条3号に規定される。

<sup>16</sup> 藤本・前掲注14・99頁参照。

<sup>17</sup> 宮根宏一「片面的強行規定の『趣旨』との抵触に関する判断と脱法行為論—保険法との関係を中心として」保険学雑誌614号5頁参照。

が認められるのであり、その属性をもって、「信頼を損なう」ことになるという考え方は、モラルリスクの排除を目的とする保険法57条3項の重大事由解除の趣旨に適うものであると考えられる<sup>18</sup>。

また、保険約款における重大事由解除は、片面的強行規定であり<sup>19</sup>、保険法に対して「保険契約者、被保険者または保険金受取人」にとって不利な約款規定は無効であることから、約款の有効性が論点となる。

この点、保険契約における暴力団排除条項の有効性については、これも肯定説と否定説が認められるが<sup>20</sup>、筆者は肯定説に賛成である。

すなわち、保険会社は前述のように監督官庁である金融庁より、反社会的勢力との関係遮断の取組みが強く求められている。そのような保険会社を保険者とする保険契約については、反社会的勢力等という属性は、それ自身が「信頼を損なう」、「契約の存続を困難とする重大な事由」であると考えざるを得ないであろう。そうすると、個々の反社会的勢力等という属性にある者個々の保険金詐欺等の実行および関与の蓋然性の有無に関わらず、暴力団排除条項は有効であると考えられる。

---

<sup>18</sup> 山下典孝「暴力団排除条約と重大事由解除」山下友信＝永沢徹編『論点体系保険法1』288頁・同『論点体系保険法2』214頁（第一法規、2017年）参照。

<sup>19</sup> 保険法33条2項、65条2号、94条2号参照。

<sup>20</sup> 大野徹也「暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除」（共済と保険、2019年）27頁参照。大野は、次の4つの見解を指摘。①反社会的勢力との関係遮断の取組みが強く義務付けられている保険会社を保険者とする保険契約に関しては、反社会的勢力等の属性は、それ自身が信頼関係破壊・契約継続困難を基礎づけるから、暴排条項は、不正請求の蓋然性の有無を問わず有効であるとする見解（肯定説）、②モラル・リスクに直接の関連性を有しない事情は3号解除事由にいう「信頼関係破壊」に影響を与えないとの理解を前提に、反社会的勢力はモラルリスクを招来する高度の蓋然性があるとして、暴排条項を有効とする見解（肯定説）、③保険会社の担保する危険が変動していないのに解除できるか疑問である、あるいは、保険契約者等が反社会的勢力であることが、ただちに保険者の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とすると評価してよいのか、なお慎重に検討すべきとする見解（否定説）、④③説の問題意識を踏まえ、暴排条項を重大事由解除とは別個の解除権と位置づける見解（否定説）。

## ②本判決について

本判決は、上述の論点、すなわち、①本件保険約款の暴力団排除条項が保険法上の重大事由による解除として位置づけられるのか否か、そして、本件暴排条項が保険法上の片面的強行規定に抵触しないのか否かについての判断は行われておらず、本件の争点である、X会社の代表取締役を務めるAが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるか否かを中心とするものである。

しかし、控訴人の本件暴排条項が不明確であるとする主張に対して、「本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらに害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたもの」と説示している。

さらに、本件暴力団排除条項の「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」の意義について、Y<sub>2</sub>損害保険会社の約款8条(重大事由による解除)の〈3〉「保険契約者が、次のいずれかに該当すること」に関して、

- ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

に対し、上述したように、控訴審は、

- ①反社会的勢力に該当すると認められること、
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められること、
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること等に加えて、「その反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していると認められ

ること」、

としており、Yら保険会社の免責主張を肯定している。

これは、保険金請求訴訟において、約款上の暴力団排除条項の適用を肯定した初の裁判事例であると考えられ、「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」の意義を明らかにした点において、保険実務上、有益な裁判例と考えられる。

#### 4. 特定抗争指定暴力団の幹部組員が殺害された場合の生命共済金請求の可否

表題の裁判例として、福岡地判平成26年1月16日金融・商事判例1438号36頁が認められる。同裁判例の控訴審については、裁判例が未搭載であるが、佐野誠教授の「判例研究」に記載があるので、引用する<sup>21</sup>。

#### 福岡地判平成26年1月16日金融・商事判例1438号36頁<sup>22</sup>

##### (1) 事案の概要

##### ① 本件共済金請求に至る経緯

平成9年に男A（昭和42年生）と女B（昭和47年生）が結婚し、兩名間に長男X<sub>1</sub>（平成11年生）、長女X<sub>2</sub>（平成16年生）、二女X<sub>3</sub>（平成18年生）が生まれた。平成13年6月4日、Aは貸金業法違反及び出資法違反の容疑で逮捕されたが、その件を報じた新聞記事は、Aを「暴力団幹部」と記した。

平成15年10月1日、Aは、福岡共済生活協同組合を取扱団体とする生命共済事業の元受団体である全国生活協同組合連合会（以下、「Y」という）との間で「共済契約②」を締結した。平成16年12月1日、AがYとの間で「共済契約③」を締結。

<sup>21</sup> 佐野・前掲注3参照。

<sup>22</sup> 評釈として、大野徹也「契約者が暴力団員であることを理由とする生命共済契約の錯誤無効が認められなかった事例」東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会編『反社会的勢力を巡る判例の分析と展開』別冊金融・商事判例（2014年）104頁。

平成19年7月1日、AがYとの間で「共済契約④」を締結。さらに平成19年8月1日、AがYとの間で「共済契約①」を締結。平成19年11月、AとBは協議離婚し、原告らの親権者となったBのもとで監護養育されることとなったが、その後も、Bや原告らとの間では、遊びに行ったり食事を一緒にしたりするなどの交流があった。

平成23年4月24日、Aは、X<sub>1</sub>の野球の試合を観戦した後、福岡市所在のマンション自宅に戻り、午後8時20分頃、Bや原告らとともに食事に出かけるため駐車場に赴いたところ、氏名不詳の複数の者から右胸部や背部を刃物で刺され、午後9時20分頃、搬送先の病院において失血死した（以下、「本件事件」という）。

本件事件に係る同25日付けの新聞記事においては、①Aが甲会の組幹部であること、②福岡県警が、本件事件につき、甲会と乙会との対立抗争との関連を視野に入れ、殺人事件として捜査中であること、などが報じられている。

なお、Aの法定相続人は原告らのみであって、その法定相続分は各3分の1である。Aと同一世帯に属する親族はいない。

平成23年5月30日、原告らは、本件各共済契約に基づいて、被告に対し、Aの死亡に係る共済金の支払を請求した。

平成24年12月以後、甲会と乙会との間においては、対立抗争が繰り返され、発砲事件等により死傷者が出るなどしたことから、両団体は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づいて、公安委員会により特定抗争指定暴力団に指定された<sup>23</sup>。

## ②本件各共済契約の内容

Aは、F共済生活協同組合を通じ、Yとの間に以下の4件の生命共済契約

---

<sup>23</sup> 特定抗争指定暴力団：2012年施行の改正暴力団対策法で新設された。道仁会と九州誠道会による抗争とみられる事件が起きた福岡、長崎、佐賀、熊本の公安委員会が同年12月27日、全国で初めて両団体を指定した。両団体が縄張りとする地域を中心に「警戒区域」を定め、組員が区域内で組事務所に入出入りしたり、5人以上集まったりすればすぐに逮捕できる。指定期間は3カ月で、これまでに5回延長されている。

を締結した。

	契 約 日	共済の種類	共済加入者	被共済者	死亡共済金額 (万円)
契約 ①	平成19年8月1日	個人定期生命共済 (総合保障4 + 医療)	A	A	1280
契約 ②	平成15年10月1日	個人定期生命共済 (こども2型)	A	X <sub>1</sub>	700
契約 ③	平成16年12月1日	個人定期生命共済 (こども2型)	A	X <sub>2</sub>	700
契約 ④	平成19年7月1日	個人定期生命共済 (こども2型)	A	X <sub>3</sub>	700

本件各共済契約における約款等の定め

ア 本件各共済契約の生命共済加入証書及び本件各共済契約に適用される約款には、

(a) 本件各共済契約の保障期間（契約期間）は、初年度は保障開始日から初めて迎える3月31日までであり、その後は、更新されることにより、事業年度に合わせて毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となる。

(b) 加入は、特に申出がない場合や掛金の滞納による失効がない場合には、毎年自動更新されるので、加入者が手続をする必要はなく、加入証書の発行が省略される、旨の定めが置かれている。

イ 本件各共済契約に適用される約款には、「ご加入者の私闘で、当組合が共済金を支払うことを不相当と認めるもの」（共済契約①）又は「ご契約者またはお子様の私闘で、当組合が共済金を支払うことを不相当と認めるもの」（本件共済契約②ないし④）によって共済金の支払事由が生じた場合には共済金の支払ができない旨の規定（「本件免責事由」）が置かれており、また、「私闘で、当組合が共済金を支払うことを不相当と認めるもの」に関し、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為をいう旨の注記がされている。

ウ 本件各共済契約に適用される約款には、共済金の支払時期に関し、警察、検察等の捜査機関又は裁判所、消防その他公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合には、共済金の請求に必要な書類が到着した日

の翌日から180日が経過する日とする旨の定めが置かれている。

③本件の争点

本件は、Aの子であるX<sub>1</sub>ら原告が、本件各共済契約(共済契約①ないし④)に基づいて、被告Y協同組合連合会に対し、(a)原告らがそれぞれ、共済契約①に基づいて共済金1280万円の法定相続分の3分の1に相当する金額である426万6667円(ただし、X<sub>3</sub>は426万6666円)、(b)X<sub>1</sub>が共済契約②に基づいて共済金700万円、(c)X<sub>2</sub>が共済契約③に基づいて共済金700万円、④X<sub>3</sub>が共済契約④に基づいて共済金700万円、及び、これらに対する共済金支払期限後の平成23年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

本件の争点は、(A)本件各共済契約は公序良俗に反し無効か、(B)本件各共済契約に係る被告の意思表示は錯誤により無効か、(C)本件免責事由該当性、であった。

(2) 判旨 請求認容(被告の申立てに基づき仮執行免脱宣言)。

争点(A):本件各共済契約は公序良俗に反し無効か

本件各共済契約が締結された当時、企業活動から反社会的勢力を排除することの重要性が次第に認識され、政府、各自治体や関係業界において各種の施策や取り決めが実施されていたことは事実であるが、暴力団関係者との間で締結された保険契約ないし共済契約が公序良俗に違反し無効であるとの点について、そのような見解を明言する旨の確定判例や通説的見解が存したことを認め得る証拠は特に提出されていないほか、犯罪対策閣僚会議幹事会の指針や生命保険協会の決定においてもそのような見解は示されておらず、また、本件全証拠によるも、そのような見解が共通認識であったとの事実を認め得るものは見当たらない(そもそも、そのような見解が共通認識であったのであれば、約款によって契約締結に際し暴力団関係者であるかどうかの告知を求める制度を取って構築する必要はないようにも思われる)。

したがって、本件各共済契約当時Aが暴力団員であったことや、Aの所属

していた甲会が対立抗争を繰り返していたことのみでは、本件各共済契約が公序良俗に反し無効であると判断することはできない（その点は、判断基準時を、本件各共済契約に係る当初の契約が締結された時点ではなく、最終の契約が締結された平成23年4月とする場合であっても変わりはない）。

争点（B）：本件各共済契約に係る被告の意思表示は錯誤により無効か

本件各共済契約締結及び本件事件の各当時において、Aが暴力団員であったことは優に推認することができる。しかしながら、本件各共済契約に係る当初の契約に際し、被告が、Aに対して、反社会的勢力でないことの申告を求めるといかなる調査を行っていたかをうかがわせるものは見当たらない。

また、本件各共済契約に係る最終の契約は平成23年4月1日に締結されているが、契約の更新には特段の手續を要せず自動更新されるものとされていることからすると、最終の契約時点においても、被告が、Aに対して、反社会的勢力でないことの調査を行った事実是否定的に解される。

そして、生命保険協会は、平成23年6月、暴力団排除条項の導入を決定して保険約款の規定例を示し、これに基づいて、生命保険各社は、平成24年4月頃、暴力団排除条項の導入に関する保険約款の改定を行っているが、これらは、いずれも本件各共済契約締結よりも後の出来事である。

そうすると、暴力団関係者との間で共済契約を締結しないことが当然の前提であったとの事実を認めるまでには至らないし、また、本件各共済契約の締結に当たり、被告が、Aに対し、明示的にも黙示的にも、Aが暴力団員でないことを意思表示の動機として表示していたとの事実を認めることもできない。本件各共済契約に係る被告の意思表示に要素の錯誤があるものと認めることはできない。

争点（C）：本件免責事由該当性

本件事件によりAが刺殺されたのは、Aが所属していた甲会と対立する乙会又はその意を受けた者からの攻撃による可能性が高いことは否定できない。

しかしながら、本件事件と上記対立抗争との関連性については、警察による捜査が進められているにとどまり、刑事裁判等により確定的に判断されて

いるものではなく、また、その関連性を断定するに足りる客観的証拠は特に提出されていない。

また、本件免責事由の要件である「私闘で、当組合が共済金を支払うことを不相当と認めるもの」とは、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為をいうとの定義がされているところ、本件事件当時の状況は、Aが、食事に出かけるためBや原告らとともに駐車場に赴いたところ、氏名不詳の複数の者から右胸部や背部を刃物で刺されたというものにすぎず、本件全証拠によるも、Aが、本件事件当時、その氏名不詳の者に対して何らかの加害行為を行っていた事実を認め得るものは見当たらず、Aとその氏名不詳の者との間で現に犯罪行為に準ずる闘争行為が行われていたと評価することにも疑問がある。

### (3) 控訴審

Yは一審判決を不服として福岡高裁に控訴。福岡高裁においても控訴棄却となったとされる。佐野誠教授によれば、高裁は、当事者の補足的主張に対し判示したが、本稿では、争点(C)についてのみ引用する。

#### 争点(C)「私闘免責」

「Yは、本件事件は暴力団同士の抗争としてAが関与して発生したものであり、Aの犯罪行為に準ずるものとして『私闘』にあたりと主張する。しかしながらYの主張する前期事情を考慮しても、原判決が認定する本件事件当時の状況からすれば、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為とまではいうことができず、『私闘』に該当するとまでは言えない」。

### (4) 考察

本事案は、共済者が錯誤無効・公序良俗無効・私闘免責の主張を行い、裁判所にすべて否認された。上記主張に加え、保険法の重大事由解除の遡及適用の主張も考えられるところ<sup>24</sup>、いくら反社会的勢力に対してといえども、

<sup>24</sup> 藤本和也「共済契約締結後に契約者が暴力団幹部であると判明した場合における共済

共済金請求段階で、そのような主張を行わなかった点については妥当と考えられる。

本件では、原判決において、「本件事件によりAが刺殺されたのは、Aが所属していた甲会と対立する乙会又はその意を受けた者からの攻撃による可能性が高いことは否定できない」との判断が行われている。

すなわち、被保険者は、暴力団同士の抗争中に殺害された可能性が高く、これが生命共済において、免責事由の要件である「私闘で、当組合が共済金を支払うことを不相当と認めるもの」に該当するのかが本件における主たる論点であると考えられ、本稿では、私闘免責に焦点をあてて考察したい。

原判決は、「私闘とは、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為をいうとの定義がされているところ、本件事件当時の状況は、Aが、食事に出かけるためBや原告らとともに駐車場に赴いたところ、氏名不詳の複数の者から右胸部や背部を刃物で刺されたというものにすぎず、本件全証拠によるも、Aが、本件事件当時、その氏名不詳の者に対して何らかの加害行為を行っていた事実を認め得るものは見当たらず、Aとその氏名不詳の者との間で現に犯罪行為に準ずる闘争行為が行われていたと評価することにも疑問がある」とする。

そして、控訴審において、「原判決が認定する本件事件当時の状況からすれば、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為とまではいうことができず、『私闘』に該当するとまでは言えない」と判示している。

すなわち、本件事件が対立抗争との関連性について断定するまでの客観的証拠がないとの判断になっている。この点、事実認定の問題であり、立証の困難性において共済者に酷な面も認められるが、これらの判断はただちに妥当といえるのであろうか。

改正前商法680条1項1号は、「左の場合に於いては、保険者は保険金額を支払う責に任ぜず」として、「被保険者が自殺、決闘その他の犯罪または死

刑の執行によりて死亡したるとき」と規定していたことから、裁判例や学説の多くは、規定の趣旨からその判断が行われていると考えられる。また、同商法の「決闘その他の犯罪」と保険約款等の「犯罪行為」については、同趣旨との理解が一般的である<sup>25</sup>。

この犯罪免責条項の趣旨は、「このような場合に保険金を支払うことになると、遺族のことを心配しないで安心して犯罪行為に走ることができるため、公益に反するという考慮による」とされるが<sup>26</sup>、保険金受取人に保険金を取得させることまで公益に反するとまではいえず<sup>27</sup>、絶対的強行規定とするものではないとするのが学説の支配的立場とされる<sup>28</sup>。

本裁判例では、通常決闘その他の犯罪の場合、本免責条項の適用においては、被共済者の加害行為が必要だと考えられ、その旨が判旨においても指摘されている。

しかしながら、本裁判例の事案のような対立抗争下における組幹部殺害の場合でも同様に厳格に解すべきか、なお検討すべきなのではないだろうか。

すなわち、対立抗争下では、襲撃と報復の連鎖が続くことが一般的であり、

<sup>25</sup> 被保険者が酩酊状態で九太棒をもって喧嘩闘争上の加害行為に及んだが出刃包丁を所持した相手方に反撃され死亡した場合には保険者は免責されないとされた事例として大阪地判平成元年2月23日判時1326号147頁（ただし、控訴審の大阪高判平成2年1月17日時1361号128頁は、被控訴人の重過失として原審の判決を取り消し請求棄却した）、両者が刃物やこん棒等の凶器を使用せず、素手で行った喧嘩について、素手による決闘と認定され、免責となった事例として、佐賀地判平成3年9月30日生命保険判例集6巻391頁参照。

<sup>26</sup> 西島・前掲注4参照。大阪高判平成元年12月26日生命保険判例集6巻137頁参照。判旨として、「被保険者が犯罪により死亡したときにまで保険金を支払うことは犯罪者をして後顧の憂いなく犯罪行為に走らせるおそれが否定できず、一般に公益に反するおそれがある」とする。

<sup>27</sup> 三宅新「生命保険契約における犯罪免責条項の撤廃及び重大事由解除によるその代替」生命保険論集第200号110頁参照。三宅は、遺族等の生活保障という側面を強調するのであれば、告知義務違反や危険増加のような場合に保険金受取人の無帰責性にかかわらず保険者が免責されることとの整合性が問題となる、との問題提起をしている。

<sup>28</sup> 山下友信【保険法】（有斐閣、2010年）461頁参照。

襲撃や報復は、対立目標の隙を狙い機会をうかがってなされるものである。つまり、一連の襲撃や報復行為が、時間的近接性があるとは限らないものであり、不意打ちになる可能性の方が圧倒的に高いものである。ましてや、犯人が逮捕に至っていないことで、対立抗争の相手方であることの立証が不十分というのも硬直的な見方であろう。つまり、一般人が複数の者から襲撃されることは一般的でなく、抗争中の暴力団員であるからこそその死亡経緯であると考えられる。

したがって、暴力団同士の抗争状態下においては、ある一つの事件の場面だけを捉えて、加害行為の有無について論じるのではなく、抗争中の一連の行為か否かという観点から判断すべきなのではないだろうか。その場合、抗争自体が犯罪行為であり、一連の抗争下の死亡は、犯罪行為としての私闘と判断しうるのではないだろうか。

すなわち、「組織的対応としての暴力行為」が伴う暴力団同士の対立抗争であり、その状況下では、組長が組織員を全人格的に指揮命令下に置いており、組長以下の組幹部もその配下に対し、同様の指揮命令統率を行っており、構成員は常時、命令により暴力行為としての犯罪行為を行うことが前提にあると考えられる。一方、対立する組織も同様の臨戦体制を常時とっており、対立する両組織員は、常時、襲撃や報復を行ったり、襲撃や報復を受けたりする状況下であると考えられる。

そうすると、暴力団同士の抗争状態下においては、「抗争」という行為を全体的に捉える必要があり、対立する暴力団の構成員の暴力行為は、一連の連続した攻撃と報復の状況にあり、複数人の襲撃による暴力団構成員の死亡は、これらの一連の私闘の状況下で行われたとの推定が強く働くのではないだろうか。

## 5. おわりに

本事案は、暴力団対策法を受けた暴力団排除条項導入前の既存契約案件であり、一部に保険法の重大事由解除の遡及適用も指摘されるが、繰り返しに

なるが、筆者はいくら反社会的勢力といえども、共済金請求段階での法の遡及適用には賛成しがたい<sup>29</sup>。

しかし、暴力団の対立抗争は、その加害行為で一般人を巻き込み犠牲者を出すことは、過去の例をみるまでもないと考えられ、極めて悪質な反社会的行為であると考えられる。

これに伴い、暴力団同士の抗争に関連する受傷・死亡事案について生命共済や生命保険の支払い対象となることは、単に、「公益に反する」だけでないと考えられる。すなわち、暴力団同士の抗争そのものが悪質な反社会的行為であり、それを根絶するとの観点から、暴力団同士の抗争中の事案は、あくまで一連の抗争を「私闘」ととらえ、その間の受傷・死亡事案をすべて私闘免責と解すべきなのではないだろうか。

(筆者は鹿見島国際大学経済学部准教授)

---

<sup>29</sup> 山下・前掲注28・117頁参照。変更後の約款は、「保険契約者にとって有利な変更の場合も含めて変更後の新契約についてのみ適用される」としている。